

2024年10月 月例実践講座

複層化信託を考える

2024年10月24日

実務で活用する信託

『**資産管理・運用と承継対策に活用する信託**』 2024年5月～2024年10月 6回

認知症対策にも使えるが、それに限らない信託の利用法を知り、信託活用の幅を広げることを目指します

5月：自己信託の基礎

6月：自己信託のニーズ

(財産管理・承継の課題を解決する自己信託を考える)

7月：自己信託を活用するための法律理解

弁護士法人菊永総合法律事務所 菊永将浩 先生

8月：信託期間中に発生している問題に対応する

9月：自己信託を活用するための税務理解

奥典久税理士事務所 奥典久 先生

**終了した講座は、
トラコムよりアーカイブでご覧ください**

1. 受益権複層化信託を理解するための信託の基本

信託の方法（信託法 3条）

『資産の所有者が』、

1. 【**信託契約**】特定の者との間で契約を締結する方法
2. 【**遺言**】特定の者に対し遺言をする方法
3. 【**意思表示（自己信託）**】
自己の有する一定の財産の管理又は処分等を
自らすべき意思表示

信託行為

信託契約（信託法 3条1号）

特定の者との間で、当該**特定の者に対し**
財産の譲渡、担保権の設定その他の**財産の処分**する旨
並びに当該特定の者が**一定の目的に従い財産の管理**
又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為
をすべき旨の**契約**

『一定の目的』

その信託、何を『目的』にしているのか？

委託者・受託者・受益者・帰属権利者等



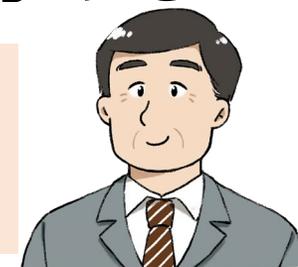
信託する資産

積極財産
金銭的価値に見積りうるもの



信託が終了すると

帰属権利者又は
残余財産受益者



委託者

信託行為により信託する者（信託法 2条4項）

⇒⇒信託を設定する主体

⇒⇒信託**目的を達成するため**に、自身が有していた財産の
管理処分を**受託者にさせる者**

受託者

信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者（信託法 2条5項）

信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の**信託の目的達成のために必要な行為をする権限を有する。**
（信託法 26条）

ただし、信託行為により権限に制限を加えることができる

受益者

受益権を有する者（信託法 2条6項）

受益権

複層化信託を検討する際、
受益権の内容が重要なポイント

信託行為に基づいて受託者が受益者に対して負う債務。

信託財産に属する**財産の引き出し**その他の**信託財産に係る
給付**をすべきものに係る債権及びこれを確保するために受託者
その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利

（信託法 2条7項）

信託財産

受託者に属する財産。

信託により管理又は処分すべき一切の財産（信託法 2条3項）

信託行為において**信託財産に属すべきものと定められた財産**のほか、**管理処分等により受託者が得た財産**（信託法 16条）

受託者は、信託財産に属する財産と受託者の**固有財産**とを**区別して管理する義務**がある（信託法 34条）

信託の終了

信託の終了事由（信託法 163条）

1. 信託の目的達成。目的達成することができなくなったとき
2. 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年継続したとき
3. 受託者が欠け、新受託者が就任しない状況が1年間継続したとき
4. 信託財産が費用等の償還を受けるのに不足し、受託者が信託を終了
5. 信託の併合がされたとき
6. 予見することができなかった特別の事情が生じたとき等で、裁判所による終了命令
7. 信託財産について破産開始の決定
8. 委託者が破産手続開始等の決定、破産管財人等により信託契約の解除
9. 信託行為に定めた事由が生じたとき

委託者及び受益者は合意によりいつでも信託を終了することができる（信託法 164条）

残余財産受益者

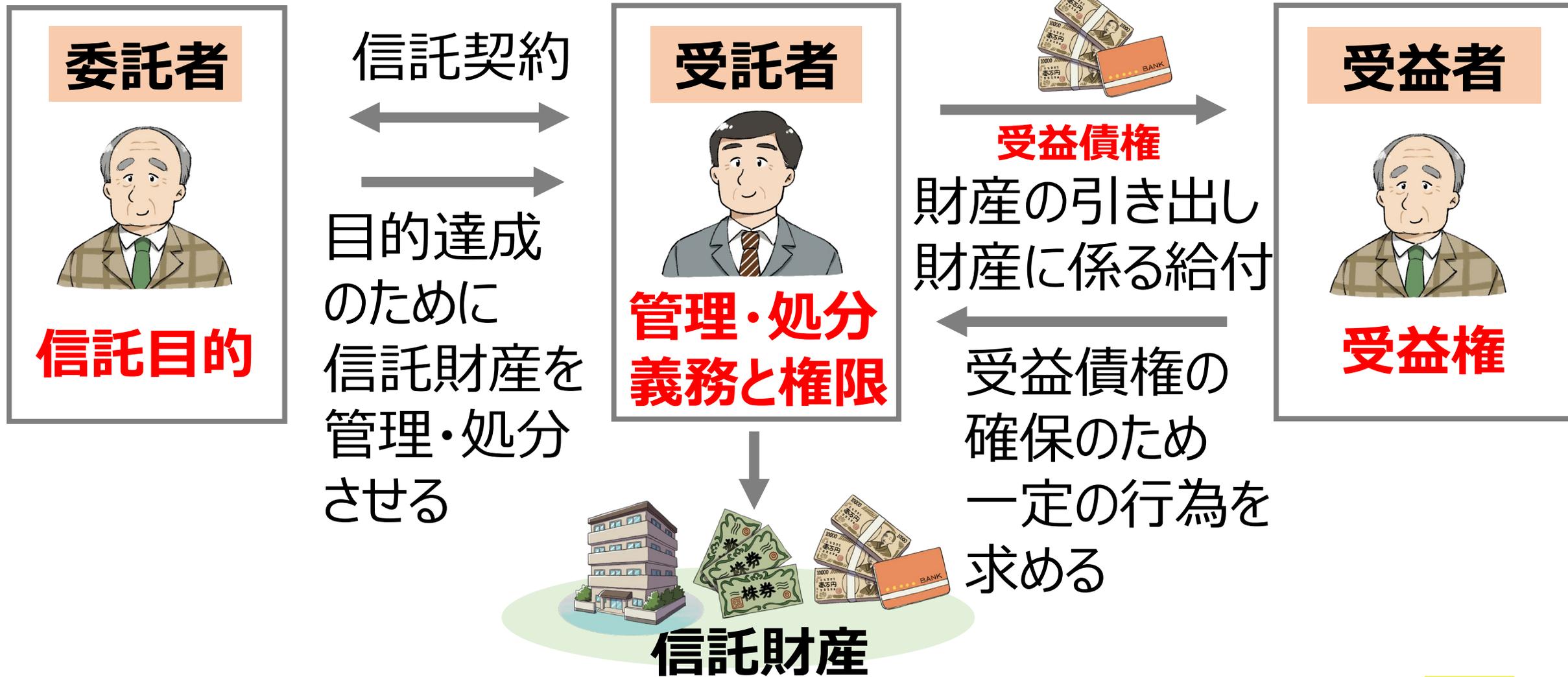
信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者となるべき者として指定された者。 (信託法 182条1項)

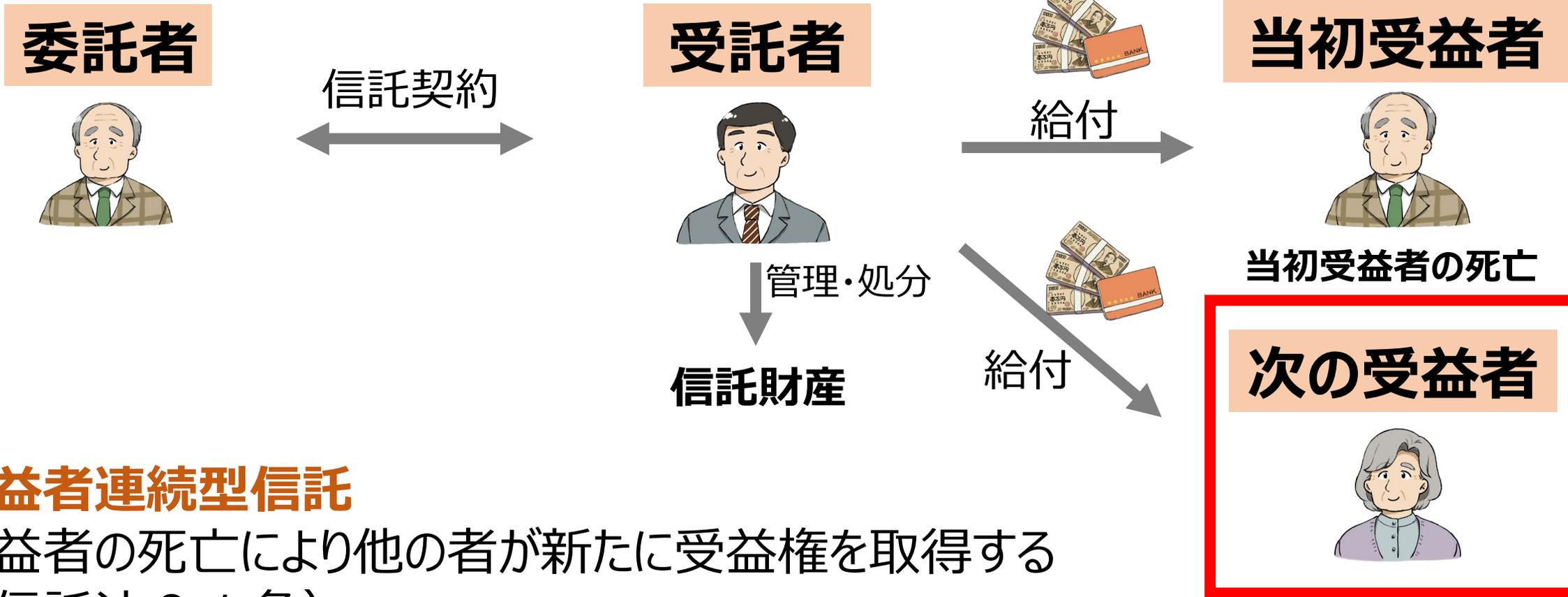
残余財産受益者は、受益者となったときから受益権を有する。

帰属権利者

信託終了後、清算受託者による清算が終了した後の残余の信託財産を給付される者 (信託法 183条)

委託者・受託者・受益者





受益者連続型信託

受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する
(信託法 9 1 条)

信託に関する課税の区分

1. **受益者等課税信託** ⇒ 民事信託のほとんどが該当
受益者に対し収益発生時に課税
2. **法人課税信託**
受託者に対し発生時に法人税が課税
 - ・受益者等が存在しない信託、受益証券発行信託、法人が委託者となる信託で一定のもの、投資信託
特定目的信託
3. **集団投資信託等**
受益者に対し受領時に課税
 - ・集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託

相続税法 第9条の2 46,47ページ参照

1項 信託を開始したとき

2項 信託の期間中。新たな受益者が生じたとき

3項 信託の期間中。一部の受益者が存在しなくなり、新たな受益者が生じたとき

4項 信託終了時

5項 特定委託者 【これは意識しなくてよい】

6項 みなし規定

信託の権利を取得したものは、信託財産の資産・負債を取得し承継したものとみなす

受益者等課税信託

受益者が、信託財産を有するとみなされて課税

所得税法13条①、法人税法12条①

所得税法

（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）

第13条 信託の**受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）**は当該信託の**信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし**、かつ、当該**信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして**、この法律の規定を適用する。ただし、**集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。**

2. 受益権複層化信託について考える



受益債権



受益債権



受益権

相続税法基本通達9-13（54ページ）には、それぞれの受益権権に関する説明がある

収益受益権

信託に関する権利のうち
信託財産の管理及び運用によって生ずる
利益を受ける権利

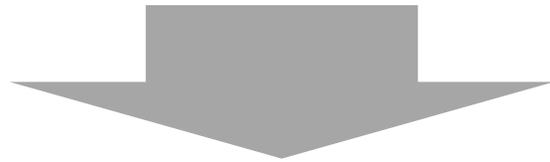
受益権が質的に分割⇒⇒受益権の**複層化**

元本受益権

信託に関する権利のうち
信託財産自体を受ける権利

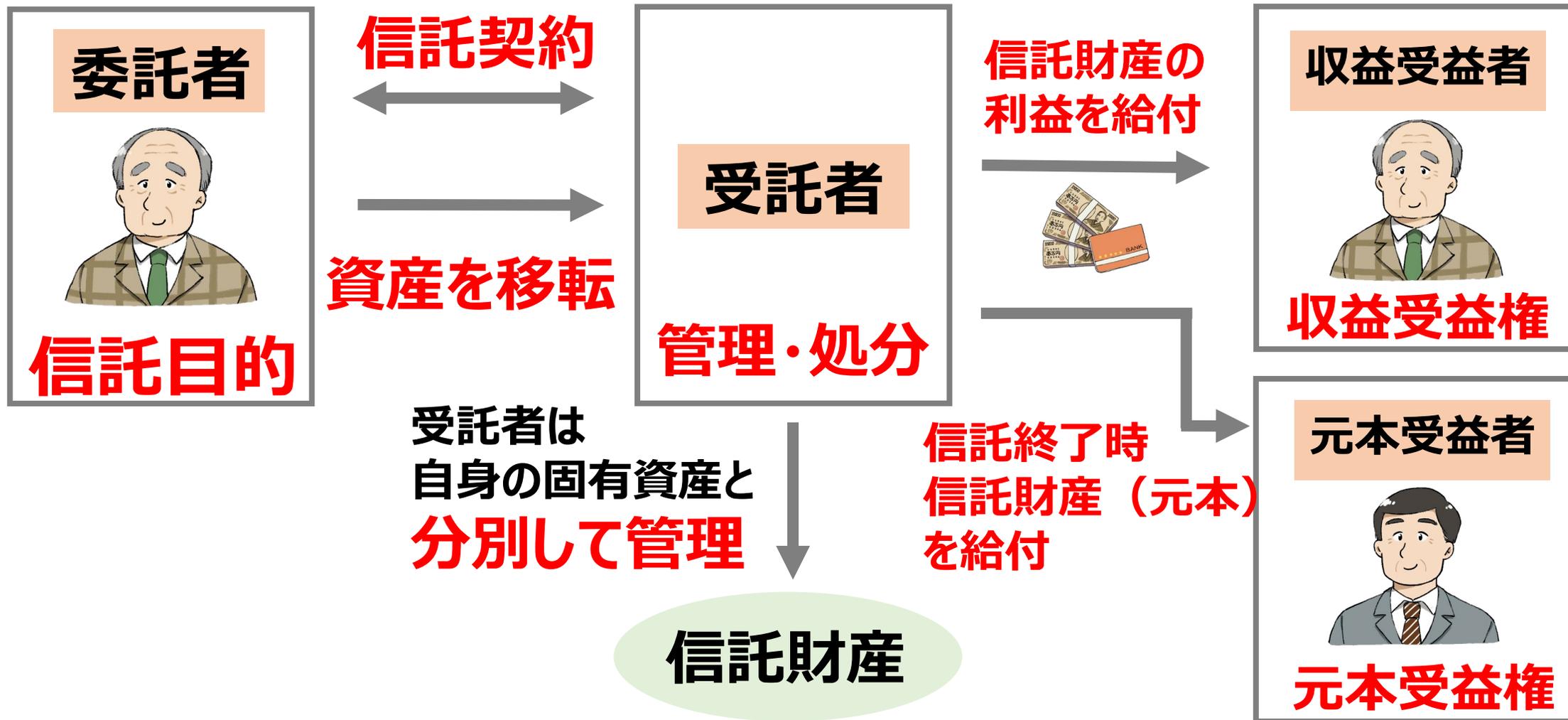
収益受益権と元本受益権

信託法には、
収益受益権、元本受益権等の受益権の種類に関する
用語の定義はないが、
自由に受益債権の内容を決めることは可能
⇒⇒受益権の複層化も認められる

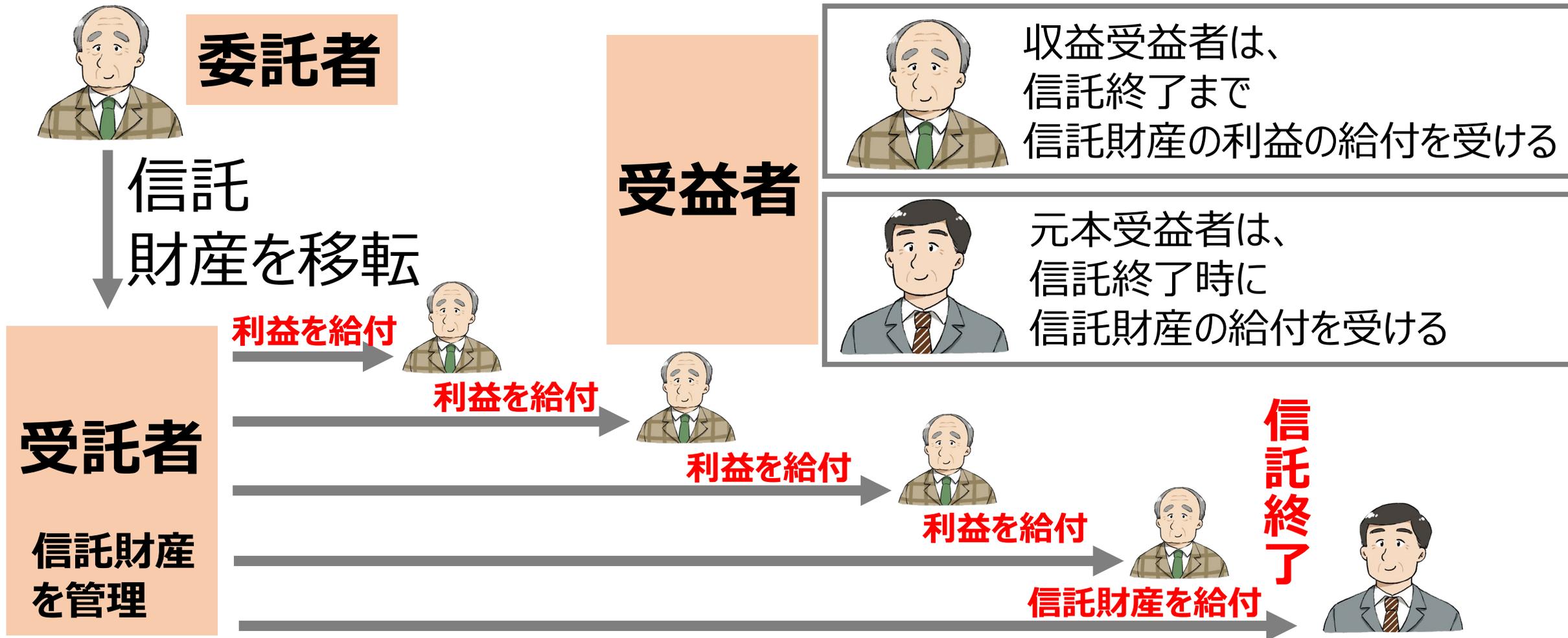


信託契約において、
収益受益権と元本受益権の権利の内容を明確に規定する

受益権複層化信託のイメージ



受益者への給付のイメージ



信託契約の例

第〇条 受益権

本信託の受益権は、信託期間中に本信託不動産の賃貸により得られる収益を中心とする**本信託財産の管理及び運用によって生ずる利益を受け**る**収益受益権**と、本信託終了後の本信託財産の給付を中心とする**本信託財産自体を受け**る**元本受益権**とに分割する。

受益権複層化信託のニーズ

収益力のある資産を所有する人のジレンマ

ニーズ

特定の家族にその資産を承継することを決めているが、今その資産を贈与するのではなく、当面はその資産の収益を得たい

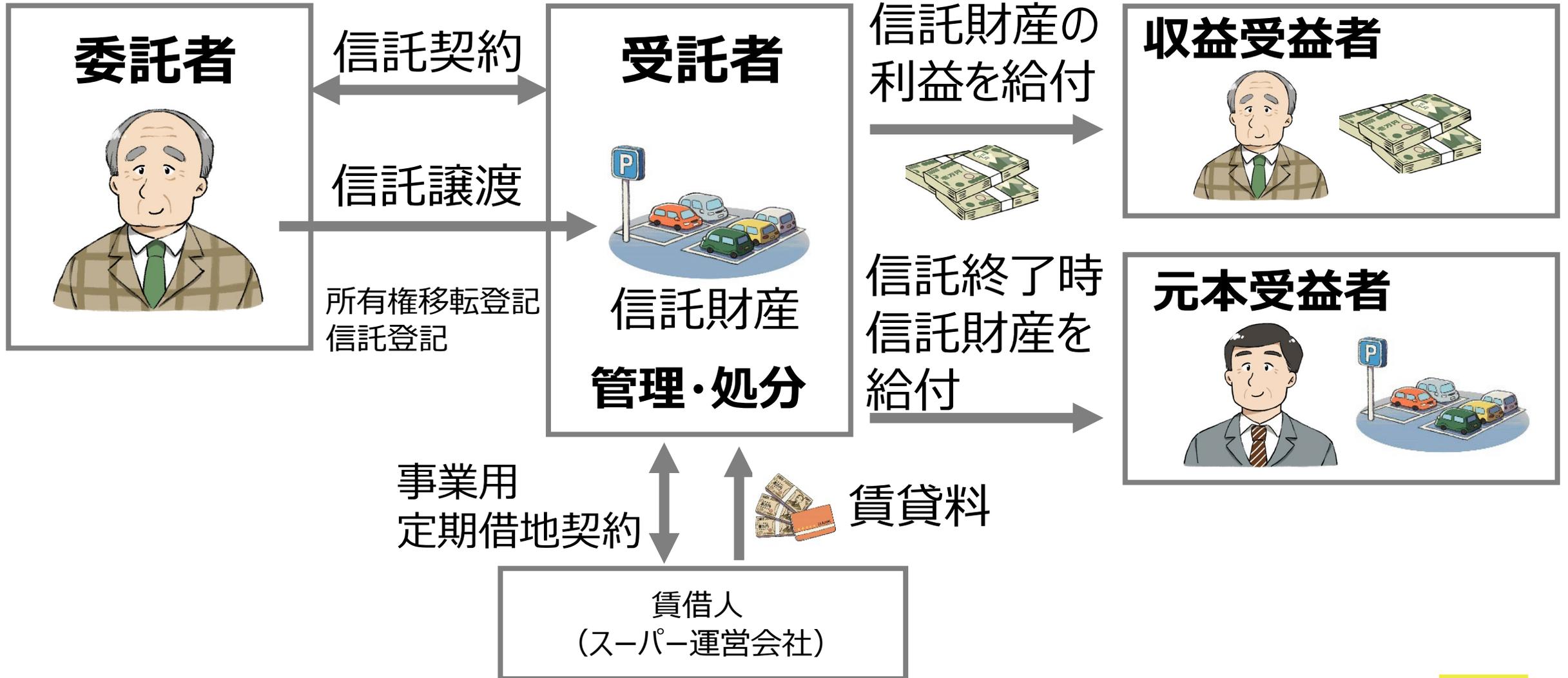
ニーズ

高齢となり資産管理が手間となり、資産管理を受託者にまかせ、引き続きその資産の収益を得たいが、自身が亡くなるまでその資産を所有していると、家族の相続税の負担が大きくなる

ニーズ

特定の家族にその資産を承継することを決めているが、今、その資産を贈与すると、その家族の贈与税の負担が重くなるので、家族の負担が少なくなるような方法で贈与したい

受益権複層化信託を利用して管理・承継する資産の例



受益権複層化信託の信託受益権の評価

受益者連続型信託ではなく、収益受益者と元本受益者が異なる場合

財産評価基本通達

(信託受益権の評価) 【(3)を抜粋】 55ページ参照

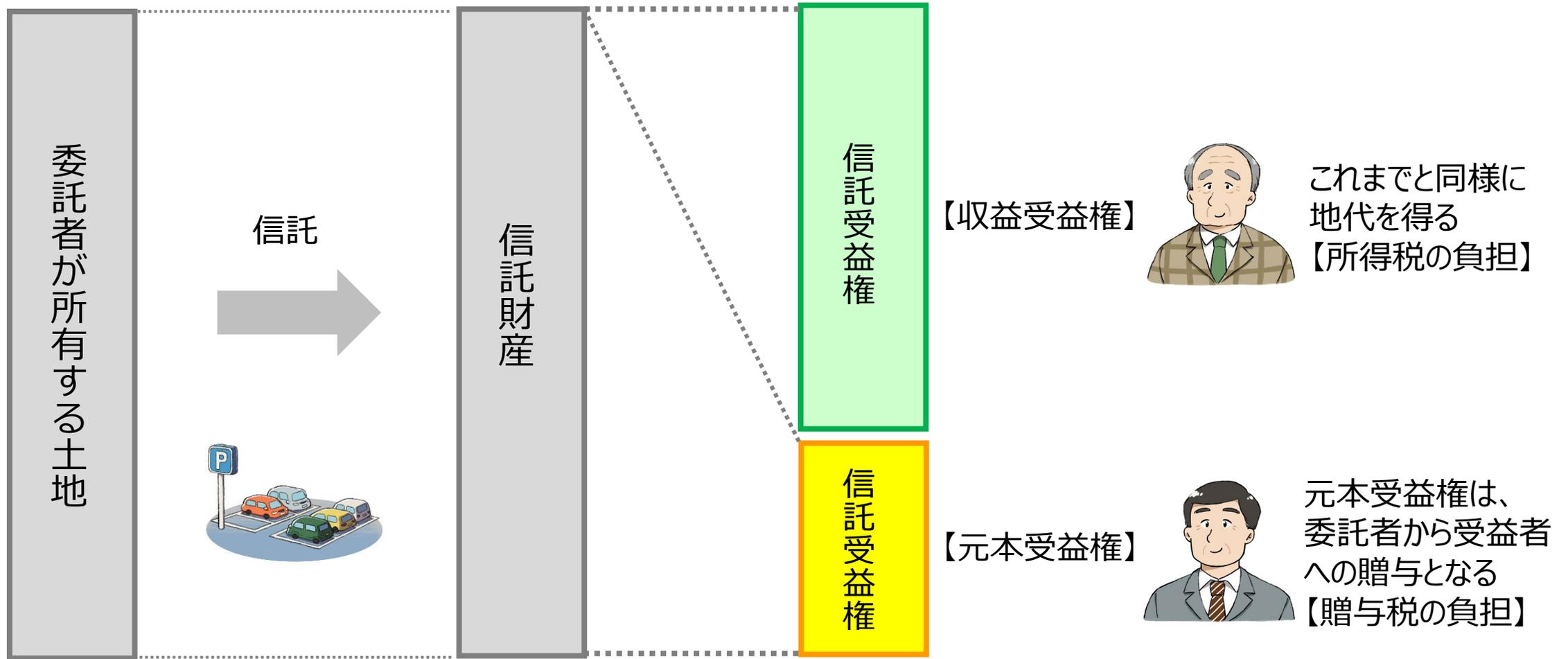
202 信託の利益を受ける権利の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。(平11課評2-12外・平12課評2-4外改正)

(3) **元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合**においては、次に掲げる価額によって評価する。

イ 元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額

ロ 収益を受益する場合は、**課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額**ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額

信託受益権の評価額のイメージ



基準年利率と複利表 (国税庁)

基準年利率 (令和6年分)

(単位：%)

区分	年数 又は 期間	令和6 年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
短期	1年	0.01	0.01	0.10	0.10	0.25	0.25						
	2年												
中期	3年	0.10	0.25	0.25	0.25	0.50	0.50						
	4年												
	5年												
	6年												
長期	7年 以上	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.50						

(注) 課税時期の属する月の年数又は期間に応ずる基準年利率を用いることに留意する。

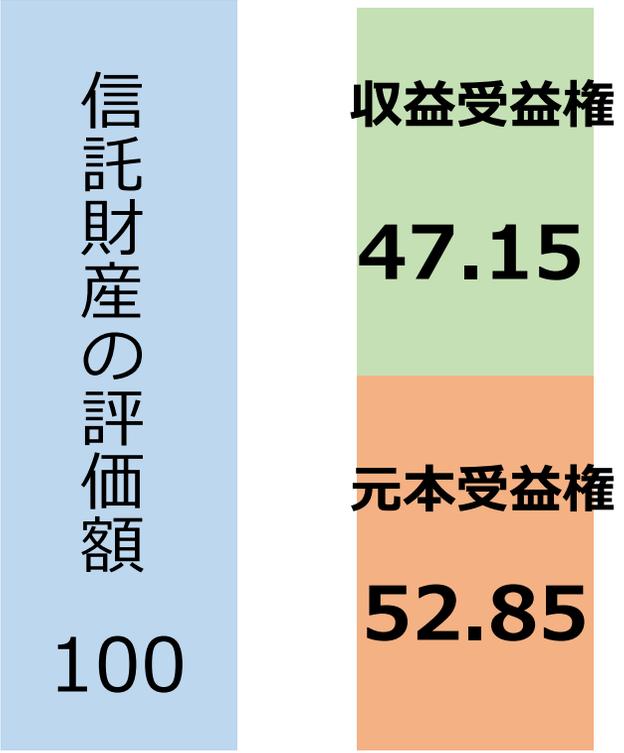
【参考5】

複利表 (令和6年6月分)

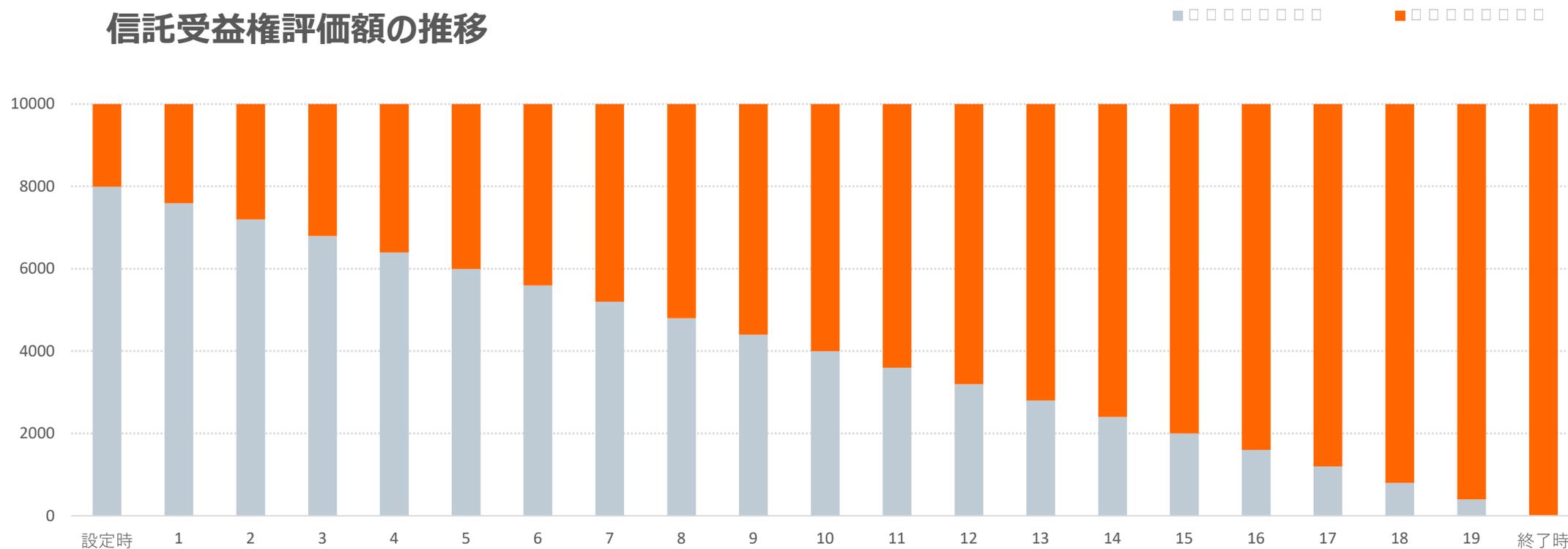
区分	年数	年0.25%の				年1.5%の				区分	年数	年1.5%の				
		複利年金現価率	複利現価率	年賦償還率	複利終価率	複利年金現価率	複利現価率	年賦償還率	複利終価率							
短期	1	0.998	0.998	1.003	1.015	36	27.661	0.585	0.036	1.709	長期	36	27.661	0.585	0.036	1.709
	2	1.993	0.995	0.502	1.030	37	28.237	0.576	0.035	1.734		37	28.237	0.576	0.035	1.734
						38	28.805	0.568	0.035	1.760		38	28.805	0.568	0.035	1.760
中期	3	2.970	0.985	0.337	1.045	39	29.365	0.560	0.034	1.787		39	29.365	0.560	0.034	1.787
	4	3.950	0.980	0.253	1.061	40	29.916	0.551	0.033	1.814		40	29.916	0.551	0.033	1.814
	5	4.926	0.975	0.203	1.077	41	30.459	0.543	0.033	1.841		41	30.459	0.543	0.033	1.841
長期	6	5.896	0.971	0.170	1.093	42	30.994	0.535	0.032	1.868		42	30.994	0.535	0.032	1.868
						43	31.521	0.527	0.032	1.896		43	31.521	0.527	0.032	1.896
						44	32.041	0.519	0.031	1.925		44	32.041	0.519	0.031	1.925
						45	32.552	0.512	0.031	1.954		45	32.552	0.512	0.031	1.954
						46	33.056	0.504	0.030	1.983		46	33.056	0.504	0.030	1.983
						47	33.553	0.497	0.030	2.013		47	33.553	0.497	0.030	2.013
						48	34.043	0.489	0.029	2.043		48	34.043	0.489	0.029	2.043
						49	34.525	0.482	0.029	2.074		49	34.525	0.482	0.029	2.074
						50	35.000	0.475	0.029	2.105		50	35.000	0.475	0.029	2.105
						51	35.468	0.468	0.028	2.136		51	35.468	0.468	0.028	2.136
						52	35.929	0.461	0.028	2.168		52	35.929	0.461	0.028	2.168
						53	36.383	0.454	0.027	2.201		53	36.383	0.454	0.027	2.201
						54	36.831	0.448	0.027	2.234		54	36.831	0.448	0.027	2.234
						55	37.271	0.441	0.027	2.267		55	37.271	0.441	0.027	2.267
						56	37.706	0.434	0.027	2.301		56	37.706	0.434	0.027	2.301
						57	38.134	0.428	0.026	2.336		57	38.134	0.428	0.026	2.336
						58	38.556	0.422	0.026	2.371		58	38.556	0.422	0.026	2.371
						59	38.971	0.415	0.026	2.407		59	38.971	0.415	0.026	2.407
						60	39.380	0.409	0.025	2.443		60	39.380	0.409	0.025	2.443
						61	39.784	0.403	0.025	2.479		61	39.784	0.403	0.025	2.479
						62	40.181	0.397	0.025	2.517		62	40.181	0.397	0.025	2.517
						63	40.572	0.391	0.025	2.554		63	40.572	0.391	0.025	2.554
						64	40.958	0.386	0.024	2.593		64	40.958	0.386	0.024	2.593
						65	41.338	0.380	0.024	2.632		65	41.338	0.380	0.024	2.632
						66	41.712	0.374	0.024	2.671	66	41.712	0.374	0.024	2.671	
						67	42.081	0.369	0.024	2.711	67	42.081	0.369	0.024	2.711	
						68	42.444	0.363	0.024	2.752	68	42.444	0.363	0.024	2.752	
						69	42.802	0.358	0.023	2.793	69	42.802	0.358	0.023	2.793	
						70	43.155	0.353	0.023	2.835	70	43.155	0.353	0.023	2.835	

- (注) 1 複利年金現価率、複利現価率及び年賦償還率は小数点以下第4位を四捨五入により、複利終価率は小数点以下第4位を切捨てにより作成している。
 2 複利年金現価率は、定期借地権等、著作権、営業権、鉱業権等の評価に使用する。
 3 複利現価率は、定期借地権等の評価における経済的利益（保証金等によるもの）の計算並びに特許権、信託受益権、清算中の会社の株式及び無利息債務等の評価に使用する。
 4 年賦償還率は、定期借地権等の評価における経済的利益（差額地代）の計算に使用する。
 5 複利終価率は、標準伐期齢を超える立木の評価に使用する。

信託期間	基準年利率	信託財産の 収益	信託財産の収益の 現在価値
1	0.25	5	4.99
2	0.25	5	4.975
3	0.5	5	4.925
4	0.5	5	4.9
5	0.5	5	4.875
6	0.5	5	4.855
7	1.5	5	4.505
8	1.5	5	4.44
9	1.5	5	4.375
10	1.5	5	4.31
			47.15



信託受益権評価額の推移

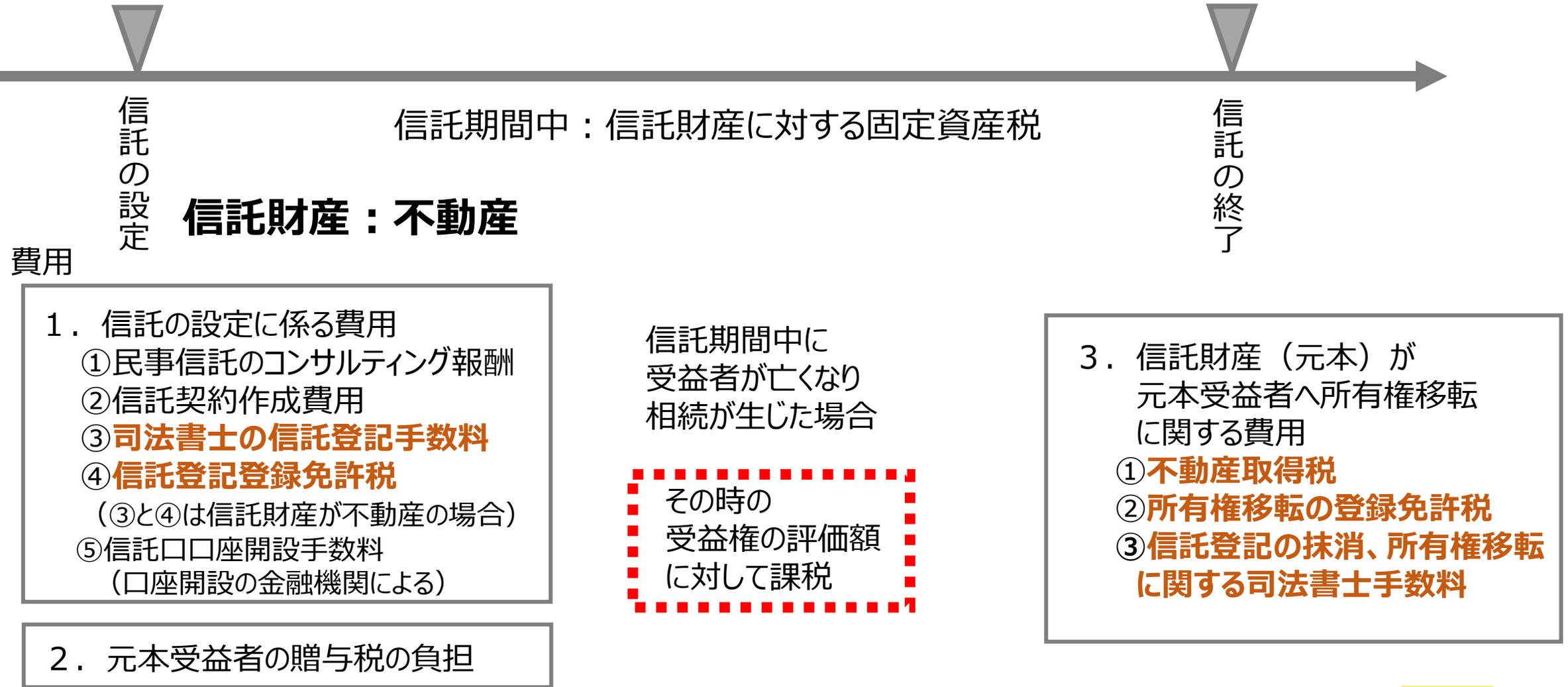


継続的に管理が必要で、信託期間にわたり安定的な収益が見込める資産

信託財産の例

- 事業用定期借地契約をしている土地
⇒⇒ 信託期間と借地契約の期間は？
- 債券
⇒⇒ 信託期間中に償還することや金利が変動することの課題
- 配当優先株式
⇒⇒ 信託期間中一定の配当が継続するのか？
- 賃貸建物
⇒⇒ 信託期間中に賃貸料の変化。建物の減価償却はどちらの受益者が得る？

信託設定から終了までの費用と税



3. 受益者連続型信託の課題

いつどのようなときに信託が終了するのか？

1. **信託期間の満了**
2. **受益者の死亡** ⇒⇒受益者連続信託ではない信託
3. 委託者と受益者（さらに受託者も）との合意
4. 信託法に定める事由（163条）

受益者連続型信託

相続税法上の受益者連続型信託とは？

相続税法 9条の3 ① (48ページ参照) 相続税法施行令 1条の8 (49ページ参照)

受益者連続型信託

- ① 受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する (信託法 9 1 条) (45ページ参照)
- ② 受益者指定権等を有する者の定めのある信託 (信託法 8 9 条) (45ページ参照)
- ③ 受益者等の死亡その他の事由により、当該受益者等の有する信託に関する権利が消滅し、**他の者が新たな信託に関する権利を取得する旨の定め**
- ④ 受益者等の死亡その他の事由により、当該受益者等の有する信託に関する**権利が他の者に移転する旨の定め**
- ⑤ ①から④までの信託に類する信託

受益権複層化信託の信託期間

受益者が連続する受益権複層化信託の例

受益者連続型信託の例 1

当初の収益受益者

当初の元本受益者

死亡

信託契約に指定



次の収益受益者

信託契約に指定



次の元本受益者

受益者連続型信託の例 2

当初の収益受益者

当初の元本受益者

死亡



信託終了

信託契約に指定



次の元本受益者

受益者連続型信託で受益権複層化信託の信託受益権の評価

相続税法基本通達 9の3-1 (53ページ参照)

信託開始時

収益受益権の評価額 = 信託財産の全部の価額 ⇒⇒委託者が収益受益者のとき、
収益受益者に課税なし

元本受益権の評価額 = 零 ⇒⇒元本受益者に課税なし

信託終了時

収益受益者が有していた収益受益権の評価額（**信託財産の全部の価額**）を
元本受益者が、収益受益者から贈与によって取得したものとみなし、元本受益者に課税

受益者連続型信託ではない受益権複層化信託とは

受益者が連続する受益権複層化信託を作ることも可能
そのニーズもある

しかし、多くの受益権複層化信託では受益者が連続する信託とはしない

収益受益者

死亡

又は

信託契約に
定められた
終了事由

信託終了

元本受益者が
残余財産を得る

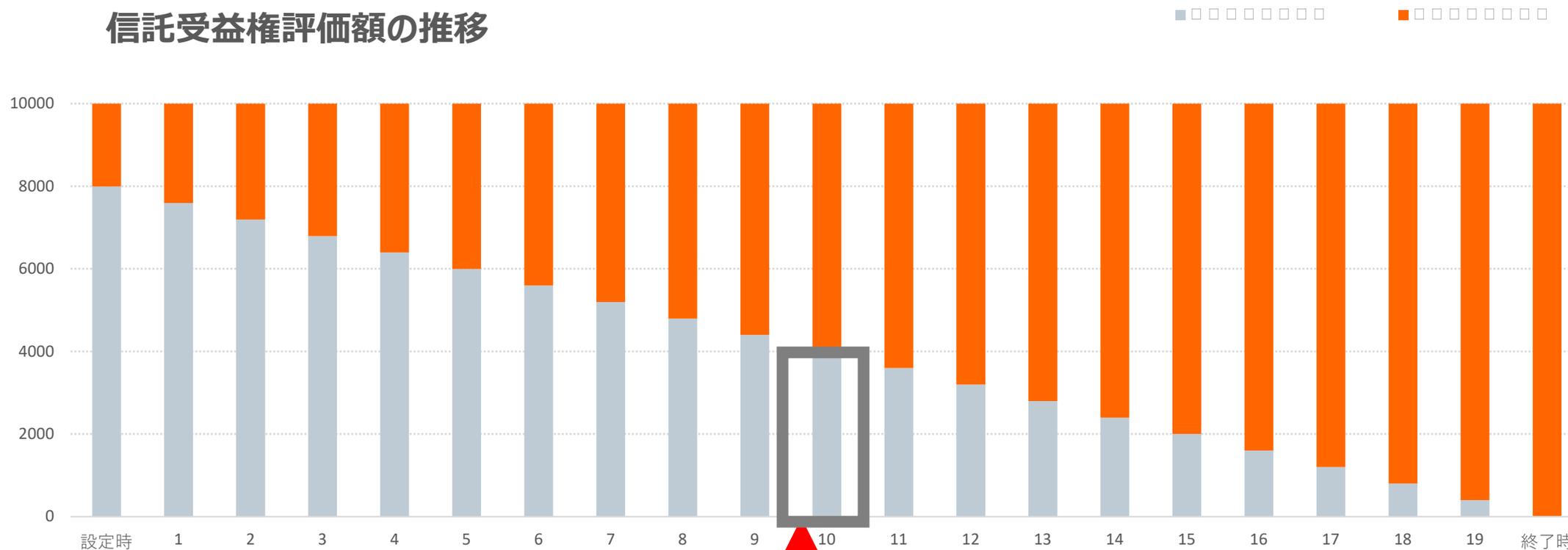
元本受益者

信託終了

信託契約に定めた
帰属権利者が
残余財産を得る

収益受益者が亡くなり信託が終了したとき

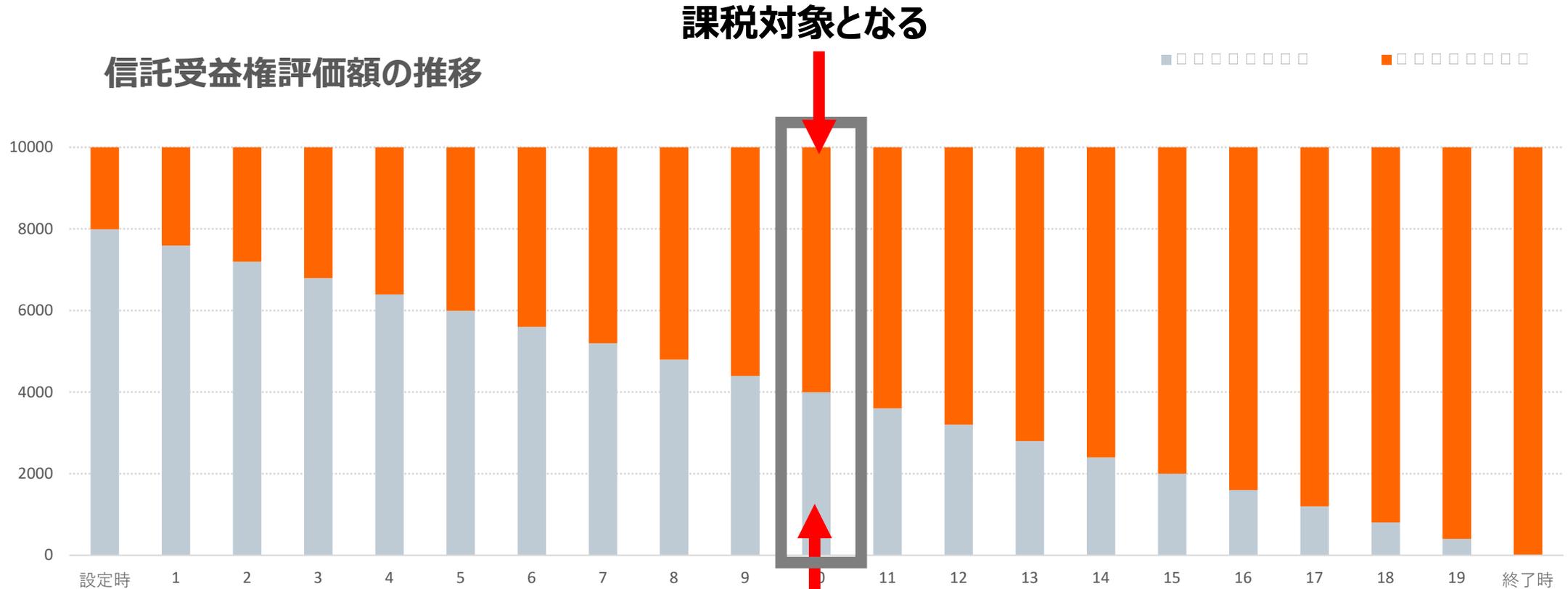
信託受益権評価額の推移



信託設定して10年後に相続が発生

収益受益権の評価額が
相続税の課税対象となる

元本受益者が亡くなり信託が終了したとき



課税対象となる

信託設定して10年後に**受益者の相続**が発生

その受益権複層化信託は下記のいずれか？

- 受益者連続型信託に該当する
- 受益者連続信託に該当しない

受益者連続型信託に該当しない場合、
収益受益者と元本受益者が異なる者か？

受益権複層化信託に関する諸問題

- 信託目的は何か？
信託する資産について、「管理を任せたい」という思い、
「確実に承継したい」という思い
- 受益者連続型信託か、それとも受益者連続型信託ではない信託か？
- 信託期間
信託期間は合理的か？（収益受益者の平均余命などと比べ）
- 元本受益者が亡くなったときの残余財産の帰属先は？
信託期間中に終了することによる課税負担が重くなる
- 信託する資産の信託期間中の収益の見込みが合理的に推計できるか？
- 時間の経過とともに減価する資産
経年劣化等により資産価値が減価するもの

参考 法令等

(受益者指定権等)

第八十九条

受益者を指定し、又はこれを変更する権利（以下この条において「受益者指定権等」という。）**を有する者の定めのある信託**においては、受益者指定権等は、受託者に対する意思表示によって行使する。

(受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例)

第九十一条

受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）**のある信託**は、当該信託がされた時から三十年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。

相続税法 ①

(贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利)

第九条の二

信託（退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。）**の効力が生じた場合**において、**適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等**（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。）**となる者があるときは、当該信託の効力が生じた時**において、**当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与**（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、**遺贈**）により**取得したものとみなす**。

2 受益者等の存する信託について、**適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合**（第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、**当該受益者等が存するに至った時**において、**当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与**（当該受益者等であつた者の**死亡に基因**して受益者等が存するに至った場合には、**遺贈**）により**取得したものとみなす**。

3 受益者等の存する信託について、**当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた場合**において、**適正な対価を負担せずに既に当該信託の受益者等である者が当該信託に関する権利について新たに利益を受けることとなるときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた時**において、**当該利益を受ける者は、当該利益を当該信託の一部の受益者等であつた者から贈与**（当該受益者等であつた者の**死亡に基因**して当該利益を受けた場合には、**遺贈**）により**取得したものとみなす**。

4 受益者等の存する**信託が終了した場合**において、**適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた時**において、**当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた者は、当該信託の残余財産**（当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であつた場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。）**を当該信託の受益者等から贈与**（当該受益者等の**死亡に基因**して当該信託が終了した場合には、**遺贈**）**により取得したものとみなす。**

5 第一項の「特定委託者」とは、信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）をいう。

6 **第一項から第三項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（第四十一条第二項を除く。）の規定を適用する。**ただし、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号（定義）に規定する集団投資信託、同条第二十九号の二に規定する法人課税信託又は同法第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託の信託財産に属する資産及び負債については、この限りでない。

相続税法 ②

(受益者連続型信託の特例)

第九条の三 **受益者連続型信託**（信託法（平成十八年法律第百八号）第九十一条（受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例）に規定する信託、同法第八十九条第一項（受益者指定権等）に規定する受益者指定権等を有する者の定めのある信託その他これらの信託に類するものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に関する権利を受益者（受益者が存しない場合にあつては、前条第五項に規定する特定委託者）が適正な対価を負担せず取得した場合において、当該受益者連続型信託に関する権利（異なる受益者が性質の異なる受益者連続型信託に係る権利（当該権利のいずれかに収益に関する権利が含まれるものに限る。）をそれぞれ有している場合にあつては、収益に関する権利が含まれるものに限る。）**で当該受益者連続型信託の利益を受ける期間の制限その他の当該受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす。**ただし、当該受益者連続型信託に関する権利を有する者が法人（代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団を含む。以下第六十四条までにおいて同じ。）である場合は、この限りでない。

2 前項の「受益者」とは、受益者としての権利を現に有する者をいう。

(受益者連続型信託)

第一条の八 法第九条の三第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる信託とする。

一 受益者等（法第九条の二第一項に規定する受益者等をいう。以下この節において同じ。）の死亡その他の事由により、当該受益者等の有する信託に関する権利が消滅し、他の者が新たな信託に関する権利（当該信託の信託財産を含む。以下この号及び次号において同じ。）を取得する旨の定め（受益者等の死亡その他の事由により順次他の者が信託に関する権利を取得する旨の定めを含む。）のある信託（信託法（平成十八年法律第百八号）第九十一条（受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例）に規定する信託を除く。）

二 受益者等の死亡その他の事由により、当該受益者等の有する信託に関する権利が他の者に移転する旨の定め（受益者等の死亡その他の事由により順次他の者に信託に関する権利が移転する旨の定めを含む。）のある信託

三 信託法第九十一条に規定する信託及び同法第八十九条第一項（受益者指定権等）に規定する受益者指定権等を有する者の定めのある信託並びに前二号に掲げる**信託以外の信託でこれらの信託に類するもの**

受益者としての権利を現に有する者

9の2-1 法第9条の2第1項に規定する「受益者としての権利を現に有する者」には、原則として例えば、信託法第182条第1項第1号((残余財産の帰属))に規定する残余財産受益者は含まれるが、**停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者**、信託法第90条第1項各号((委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例))に規定する**委託者死亡前の受益者**及び同法第182条第1項第2号に規定する**帰属権利者**(以下9の2-2において「帰属権利者」という。) **は含まれない**ことに留意する。
(平19課資2-5、課審6-3追加)

信託の受益者等が存するに至った場合

9の2-3 法第9条の2第2項に規定する「信託の受益者等が存するに至った場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいうことに留意する。（平19課資2-5、課審6-3追加）

- (1) 信託の受益者等（法第9条の2第1項に規定する受益者等をいう。以下同じ。）として受益者 A のみが存するものについて受益者 B が存することとなった場合（受益者 A が並存する場合を含む。）
- (2) 信託の受益者等として特定委託者 C のみが存するものについて受益者 A が存することとなった場合（特定委託者 C が並存する場合を含む。）
- (3) 信託の受益者等として信託に関する権利を各々半分ずつ有する受益者 A 及び B が存する信託についてその有する権利の割合が変更された場合

信託が終了した場合

9の2-5 法第9条の2第4項の規定の適用を受ける者とは、信託の残余財産受益者等に
限らず、当該**信託の終了により適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産**（当該信託
の終了直前においてその者が当該信託の受益者等であった場合には、当該受益者等として有
していた信託に関する権利に相当するものを除く。）**の給付を受けるべき又は帰属すべき者と
なる者**をいうことに留意する。（平19課資2-5、課審6-3追加）

受益者連続型信託に関する権利の価額

9の3-1 受益者連続型信託に関する権利の価額は、例えば、次の場合には、次に掲げる価額となることに留意する。（平19課資2-5、課審6-3追加）

(1) 受益者連続型信託に関する権利の全部を適正な対価を負担せず取得した場合 信託財産の全部の価額

(2) **受益者連続型信託で、かつ、受益権が複層化された信託**（以下9の3-3までにおいて「受益権が複層化された受益者連続型信託」という。）に関する**収益受益権の全部を適正な対価を負担せず取得した場合 信託財産の全部の価額**

(3) **受益権が複層化された受益者連続型信託に関する元本受益権の全部を適正な対価を負担せず取得した場合**（当該元本受益権に対応する収益受益権について法第9条の3第1項ただし書の適用がある場合又は当該収益受益権の全部若しくは一部の受益者等が存しない場合を除く。） **零**

（注）法第9条の3の規定の適用により、上記(2)又は(3)の受益権が複層化された受益者連続型信託の元本受益権は、価値を有しないとみなされることから、相続税又は贈与税の課税関係は生じない。ただし、**当該信託が終了した場合において、当該元本受益権を有する者が、当該信託の残余財産を取得したときは、法第9条の2第4項の規定の適用があることに留意する。**

信託が合意等により終了した場合

9-13

法第9条の3第1項に規定する**受益者連続型信託**(以下「受益者連続型信託」という。)以外の**信託**(令第1条の6に規定する信託を除く。以下同じ。)で、当該信託に関する**収益受益権**(信託に関する権利のうち信託財産の管理及び運用によって生ずる利益を受け権利をいう。以下同じ。)を有する者(以下「収益受益者」という。)と当該信託に関する**元本受益権**(信託に関する権利のうち信託財産自体を受け権利をいう。以下同じ。)を有する者(以下「元本受益者」という。)とが異なるもの(以下9の3-1において「受益権が複層化された信託」という。)が、**信託法**(平成18年法律第108号。以下「信託法」という。)第164条((委託者及び受益者の合意等による信託の終了))の規定により終了した場合には、原則として、当該**元本受益者**が、当該**終了直前に当該収益受益者が有していた当該収益受益権の価額に相当する利益**を当該**収益受益者から贈与によって取得したものとして取り扱う**ものとする。(平19課資2-5、課審6-3追加)

202 信託の利益を受ける権利の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。（平11課評2-12外・平12課評2-4外改正）

（1） **元本と収益との受益者が同一人**である場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における**信託財産の価額によって評価**する。

（2） **元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合**においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における**信託財産の価額にその受益割合を乗じて計算した価額**によって評価する。

（3） **元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合**においては、次に掲げる価額によって評価する。

イ 元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額

ロ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額

➡ **受益権複層化信託**

次回講座の予定日

11月26日 (火) 18時～19時

Zoomを利用したオンライン講座

ご留意事項

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和6年10月24日